

TOICA電子マネー取扱約款

(この約款の目的)

第1条 この約款は、東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」といいます。）が運営するTOICA電子マネーによる取引について規定するものです。

(用語の定義)

第2条 この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「TOICA電子マネー」とは、発行者がICカード等に記録される金額に相当する対価を得て、当社の定める方法でICカード等に記録した金銭的価値をいいます。
- (2) 「ICカード等」とは、利用者がTOICA電子マネーを記録・利用するためのICチップを内蔵し、別紙に定めるサービスマークの付されたカード等の情報記録媒体をいいます。
- (3) 「発行者」とは、当社又は当社がTOICA電子マネーの発行者として指定する者をいいます。
- (4) 「利用者」とは、この約款に同意し、TOICA電子マネーを利用する方をいいます。
- (5) 「チャージ」とは、当社の定める方法でICカード等にTOICA電子マネーを積み増しすることをいいます。
- (6) 「端末」とは、当社の定める仕様に合致し、TOICA電子マネーの読取り、引去り及び当社が特に認めた場合は書込みをすることができる機器（リーダー・ライター）をいいます。
- (7) 「移転」とは、ネットワーク、端末等を媒介することにより、情報記録媒体に記録されている一定額の金銭的価値を引去り、相手方の電子計算機、ICカード等又は端末に同額の金銭的価値が積み増しされることをいいます。
- (8) 「加盟店」とは、利用者に物品、サービス、権利、ソフトウェア等の商品又は役務（以下、「商品等」といいます。）を提供する、当社が指定した店舗及び施設（以下、「店舗等」といいます。）をいいます。
- (9) 「電子マネー取引」とは、利用者が商品等を購入し又は提供を受ける際に、金銭等に代えてTOICA電子マネーを加盟店の端末に移転して商品等の代金を支払う取引をいいます。

(適用範囲)

第3条 利用者は、電子マネー取引について、この約款に従い取引をするものとします。

- 2 前項の定めにかかわらず、ICカード等による当社の営業する路線の旅客の運送等については、「東海旅客鉄道株式会社ICカード乗車券運送約款（平成18年10月社通達第122号）」（以下、「ICカード乗車券運送約款」といいます。）その他発行者が別に定めるものによります。

(加盟店でのTOICA電子マネーのご利用)

第4条 利用者は、加盟店において、電子マネー取引を行うことができるものとします。

- 2 電子マネー取引に際し、利用者は、1回の電子マネー取引につき2枚以上のICカード等を同時に使用することはできません。
- 3 電子マネー取引に際し、利用者は、加盟店において、TOICA電子マネーをその残高の範囲内で、発行者及び加盟店が定める方法により利用することができるものとします。
- 4 電子マネー取引に際し、前項に規定する発行者及び加盟店が定める方法に基づき利用されたTOICA電子マネーが、利用者のICカード等から加盟店の端末に移転完了したときに、加盟店に対し当該利用に相当する額の金銭の支払いがなされたものとします。
- 5 利用者は、TOICA電子マネーの移転又はチャージが完了した時点で、加盟店の端末等に表示される、商品等の代金額及びTOICA電子マネーの残高に誤りのない事を確認するものとします。なお、その場で異議の申し出がなかった場合は、利用者は当該電子マネー取引が正常に完了したことを了承したものとみなします。
- 6 発行者は、利用者が加盟店から購入し又は提供を受けた商品等の瑕疵、欠陥、その他利用者と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題について、責任を負わないものとします。
- 7 利用者は、ICカード乗車券運送約款第15条第1項及び第2項の規定によるチャージのほか、加盟店のうちTOICA乗車券へのチャージを取り扱う店舗でチャージすることができます。なお、加盟店で行うチャージについては、当社が加盟店ごとに定める任意の額とします。

(ご利用後に生じた事由)

第5条 前条に従ったTOICA電子マネーの移転がなされた後、利用者と加盟店との間で、移転の原因となった行為に無効、取消し、解除その他いかなる事由が生じた場合であっても、当該TOICA電子マネーの返還はできません。

(TOICA電子マネーが利用できない場合)

第6条 利用者には、以下の各号に定める場合においては、電子マネー取引ができないことをあらかじめご承認いただきます。

- (1) 利用者のICカード等に記録されていたTOICA電子マネーが、変造、偽造その他不正に作成されたものである場合。
- (2) システムの障害時、システムの通信時、又はシステムの保守管理等のために利用の制限又は停止が必要な場合。
- (3) ICカード等若しくは端末の破損、電磁的影響その他の事由によるTOICA電子マネーの破壊若しくは消失又はその他の事由による端末の使用不能の場合。
- (4) ICカード等が不正乗車の手段としての使用その他の不正使用又はその未遂等の理由により、発行者が別に定めるものに従って、無効となり回収された場合。

(5) T O I C A電子マネーの移転若しくはチャージ又はI Cカード等の発行者が別に定める取扱いのいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取扱いが行われなかった場合。ただし、当社が特に認めた場合は除く。

(6) 電子マネー取引に際し、チャージと移転をみだりに複数回繰り返す場合。

(7) その他やむを得ない事由のある場合。

(取扱対象外商品等)

第7条 当社が別に定めをしない限り、有価証券、金券等については、電子マネー取引はできません。

2 前項の定めにかかわらず、他電子マネー事業者（以下、「他事業者」といいます。）の加盟店における電子マネー取引ができない商品等の範囲は、他事業者又は当該加盟店の定めによるものとします。

(制限責任)

第8条 T O I C A電子マネーを利用することができないことにより、利用者に生じた不利益又は損害については、当社はその責任を負わないものとします。

(約款の変更)

第9条 当社は、この約款を変更することができるものとします。

2 この約款を変更する場合、当社はあらかじめ利用者に対して当社所定の方法により変更内容を告知するものとします。当該告知後、利用者がチャージしたとき又は電子マネー取引を行ったときは、チャージした利用者又は電子マネー取引を行った利用者は当該変更内容を承認したものとみなします。

(規定の準用)

第10条 この約款に定めのない事項のうち、I Cカード等の発行、払いもどし等に関する事項については、I Cカード乗車券運送約款その他発行者の定めによるものとし、この場合、I Cカード乗車券運送約款における「S F」を「T O I C A電子マネー」と読み替えることとします。

(合意管轄裁判所)

第11条 利用者は、この約款に関して当社との間で紛争が生じた場合、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

(2021年3月13日現在)

別紙（第2条）サービスマーク

